

I 学校生活の心得

学校は学びの場である。学力の向上を目指すとともに、社会規範について学び、それを身に付ける場でもある。一人一人がこのことを意識し、充実した学校生活・社会生活を送れるよう努めることが、学びの途にある本校生徒としての本分である。

1 服装について

- (1) 服装頭髪規定に定められた事項を守る。
- (2) やむを得ず異装しなければならないときは、「異装届」を提出し、その認定を受ける。

2 登下校について

- (1) 通学については安全なコースを選ぶ。本校生としての誇りと自覚を持ち、交通ルールの遵守とマナーの向上に努める。
- (2) 登下校の途中、事故にあった場合はすみやかに警察及び学校に連絡する。

3 欠席・早退・遅刻について

- (1) 病気等により、連続して10日以上欠席する場合は診断書を提出する。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻をするときは、当日の朝8時25分までに担任（学校）へ連絡する。
- (3) やむを得ず早退する場合は、「早退・外出許可願」により、「早退・外出許可書」を発行してもらい、それを携行して帰る。なお、帰宅後直ちに担任（学校）へ連絡する。

4 携帯電話等について

- (1) やむを得ず校内に持ち込む場合は、「携帯電話等の通信機器校内持込許可願」を提出する。
- (2) 校内では電源を切る。
- (3) やむを得ず校内で使用する場合は許可を得る。

5 校内生活について

- (1) 学習の妨げになるものは校内に持ち込まない。
- (2) 大金や貴重品は校内に持ち込まない。なお、紛失しても学校は責任を負えない。

6 校外生活について

- (1) 夜間の外出は慎む。特に22時以降の外出、無断外泊はしない。
- (2) アルバイトは原則行わない。やむを得ず行う場合は、「アルバイトに関する規定」に従う。

II 服装頭髪規定

本規定に反する場合は、直ちに改善しなければならない。

- 1 制服は本校指定の制服を適正に着用する。
- 2 頭髪は人工的な加工をしない。
- 3 装身具を付けない。
- 4 化粧をしない。

Ⅲ 服装頭髪規定細則

- 1 制服の着用にかかる留意事項。
 - (1) 制服の改造は絶対にしない。身体の成長等による制服の修整は「制服修整許可申請書」を提出し、許可を受ける。
 - (2) スカート丈については、膝頭の中心を基本とする。ただし、膝にかかる長さまでは認める。なお、ウエスト部分は折らない。
 - (3) 半袖シャツにネクタイ、リボンを着用する際は、シャツの裾をスラックス及びスカートに入れる。
- 2 制服以外の着用に関しては、以下のとおりとする。
 - (1) ソックスは、黒・紺・白・グレー・茶で単色のものとする。
 - (2) 女子のストッキングは、黒・紺・肌色とする。
 - (3) 防寒着は華美でないものとし、ブレザーの上から着用する。なお、パーカー類、革製のもの等は不可。
- 3 服装頭髪規定2の「人工的な加工」とは、染色、脱色、パーマ等であり、生来の状態でないものをさす。
- 4 服装頭髪規定3の「装身具」とは、指輪、ピアス、ネックレス等の装飾品、顔や手足に施す一切の装飾をさす。なお、ピアスための穴は開けない。
- 5 服装頭髪規定に違反した場合は、指導を行う。

Ⅳ アルバイトに関する規定

生徒の本分は学業であるから、原則としてアルバイトは行わない。ただし、経済的な理由等でやむを得ない場合は、所定の手続きにより行うことができる。なお、アルバイトは生徒本人と保護者の責任において行われるものとする。

Ⅴ 自転車利用者に関する規定

- 1 「自転車通学許可願」を提出しステッカーの交付を受ける。
なお、ステッカーは指定の位置に貼付する。
- 2 運転マナーの向上に努め、歩行者に配慮する。
- 3 並列走行、傘さし運転、イヤホンを着用しての運転、携帯電話を使用しながらの運転、信号無視、無灯火走行、二人乗り等の危険な運転は絶対にしない。
- 4 指定された場所に駐輪し、必ず施錠する。
- 5 事故の場合は速やかに警察、家庭及び学校に必ず連絡する。
- 6 防犯登録をする。
- 7 賠償責任保険に加入する。
- 8 ヘルメットを着用する。